福島県大笹生学園指定管理者募集要項

福島県大笹生学園（以下「学園」という。）の設置目的をより効果的に達成するため、地方自治法第２４４条の２第３項の規定に基づく指定管理者（管理の業務を行う法人等）を募集します。

指定管理者には、下記１の施設を管理していただきます。

１　施設の概要

（１）名称

　　　福島県大笹生学園（福祉型障害児入所施設）

（２）所在地

　　　福島市大笹生字俎板山１８２番地の１

（３）設置目的

児童福祉法第４２条の規定に基づき、知的障がいのある児童を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする。

（４）敷地面積

　　　17,035.45㎡

（５）建物概要

　　　ア　構造 　　鉄筋コンクリート１階建て

　　　イ　延床面積　3,585.32㎡

　　　ウ　建築時期　平成２６年１０月

２　指定管理者が行う業務

（１）主たる業務

児童福祉法第４２条の規定に基づき、知的障がいのある児童（過齢児を含む。）を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えること。

（２）居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により「福祉型障害児入所施設」に短期間の入所を必要とする障がい児等に対しては、障害者総合支援法第５条第８項に定める「短期入所」を行うこと。

（３）市町村が行う障がい児等に対する援護に対して協力すること。

（４）施設の維持管理に関すること。

（５）施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関すること。

（６）その他施設の設置の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

（７）その他、詳細は「福島県大笹生学園指定管理者仕様書」のとおり。

３　業務遂行の基準

（１）県民の平等利用の確保

　　　業務の遂行に当たっては、県民の平等な利用を確保する必要があります。

（２）関係法令の遵守

　　　業務の遂行に当たっては、次の関係法令を遵守する必要があります。

　　　ア　地方自治法

　　　イ　障害者総合支援法

　　　ウ　知的障害者福祉法

　　　エ　児童福祉法

　　　オ　社会福祉法

　　　カ　福島県児童福祉施設条例

　　　キ　福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

　　　ク　福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

　　　ケ　福島県障害者支援施設条例

　　　コ　福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

　　　サ 知事が管理する公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する規則

　　　シ　福島県個人情報保護条例

　　　ス　福島県情報公開条例

　　　セ　その他の管理業務に関連する法令

　　　ソ　労働基準法、労働安全衛生法などの労働関係法令

　　　タ　福島県暴力団排除条例

（３）個人情報等の適切な取扱い

業務の遂行上知り得た個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）その他の情報を適切に取り扱う必要があります。

（４）情報の公開

福島県情報公開条例の趣旨に即して、公の施設の管理に係る情報公開に関する規程を福島県（以下「県」という。）と協議の上、定めるほか、情報の公開に関し必要な措置を講ずるものとします。

（５）文書管理について

管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等の分類、保存及び廃棄に関する基準その他文書等の管理に関する必要な事項を定め、県に報告しなければなりません。この場合、文書の保存期限等については、県の取扱いに準ずるものとします。

（６）業務の一括再委託等の禁止

業務を一括して他の者に委託し、又は請け負わせることはできません。

ただし、利用者の直接支援に関する業務を除き、業務の一部について、あらかじめ県が認めた場合には、この限りではありません。

４　指定予定期間

|  |
| --- |
| 令和４年４月１日から令和９年３月３１日まで（５年間） |

５　業務遂行に係る経費

（１）利用料金及び措置費については指定管理者の収入として、業務遂行に要する経費に充てるものとします。

（２）利用料金の額は、福島県障害者支援施設条例別表（第５条関係）及び福島県児童福祉施設条例別表第２（第５条、第８条関係）に定める額とします。

（３）利用料金等収入のほかに、県からの委託料の支払い等は行いません。

（４）平成３０年度から令和３年度の利用料金等収入決算額等は次のとおりであり、事業計画、収支計画等作成の参考としてください。

（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | H30 | R1 | R2 | R3 |
| 児童措置費及び障害児施設給付費（※１） | 91,230,000  (45,615,000) | 88,590,000  (44,295,000) | 80,364,000  (40,182,000) | 91,920,000  (45,962,000) |
| 入所負担金（措置）（※２） | 363,400 | 191,532 | 360,196 | 268,000 |
| 入所負担金（契約）（※２） | 4,457,317 | 5,745,458 | 7,168,453 | 1,116,000 |
| 日中一時支援事業収入（※２） | 345,116 | 289,406 | 361,635 | 318,096 |
| 日中一時支援事業委託金（※２） | 1,990,578 | 2,323,854 | 2,863,975 | 2,579,226 |
| 短期入所事業収入（※２） | 993,684 | 1,245,670 | 1,531,460 | 1,153,312 |

　　※１　県予算を算定するにあたって、国の基準単価に基づき算出したものであり、実際の県予算とは異なります。（）は国庫負担分

※２　H30～R2は決算額、R3は当初予算額（利用料金は現時点での見込み）を示しています。

６　県職員の派遣

　　指定管理移行後、入所児童の支援に当たる県職員（直接処遇職員）の派遣を要請することができます。

（１）派遣人数及び期間

年間９名を上限として３年以内の範囲で協議により定めますが、派遣人数については、段階的に削減していくことを検討してください。

（２）費用負担

　　　派遣職員の給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当は県が負担し、その他の手当等については指定管理者の負担となります。

（３）派遣の要請

　　　県職員の派遣を要請する場合は、事業計画書（別紙様式２）に要請する人数及び期間を記入してください。

　　　なお、県職員の派遣は、指定管理受託者が「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に基づき、職員を派遣することができる公益的法人に位置づけられた場合に可能となります。

７　責任の分担

県と指定管理者の責任の分担はおおむね次のとおりとし、詳細については、指定後に締結する協定（「基本協定」）において定めます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 指定管理者 | 県 | 備考 |
| 施設、設備、備品等（以下「施設等」）の維持管理 | ○ |  |  |
| 施設等の修繕 | 50万円以下 | 50万円超 | ※１件当たりの予定価格 |
| 事故・災害等による施設の損傷 | ○  （責めに帰す場合） | ○ |  |
| 事故・災害等による利用者等への責任 | ○  （責めに帰す場合） | ○ |  |
| 事故・災害発生時の業務停止による運営リスク | ○  （責めに帰す場合） | ○ |  |
| 施設等に係る保険の加入 |  | ○ | 建物の火災保険 |
| 利用者等に係る保険の加入 | ○ |  |  |
| 包括的管理責任 |  | ○ |  |

○　不可抗力により業務の遂行が困難になった場合の措置

不可抗力など、県及び指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について両者が協議するものとします。

○　災害発生時の対応

施設において、災害等緊急事態が発生した場合は、利用者及び近隣住民の安全確保を最優先とし、被害、損害を最小限に抑えるため、事前に危機管理マニュアルを作成し、日常的に避難誘導訓練等を行ってください。

また、災害発生時において、公の施設は市町村の地域防災計画に位置付けられていない場合でも避難所としての対応や、ボランティアの活動拠点、物資集配拠点等として極めて重要な役割を担うことが想定されるため、開設準備等の初動対応を含め対応を求める可能性があります。

８　申請の資格

（１）福島県内に本店又は支店・営業所・事業所等（支店・営業所・事業所等については、契約権限があるものに限る。）を置く法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、次に示す要件のいずれにも該当しない法人等とします（法人格の有無は問いませんが、個人での応募はできません。）。

ア　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当すること

イ　県が行う工事若しくは製造の請負、庁舎等維持管理業務の委託、物品の買入れ又は修繕の契約の入札について、指名停止措置を受けていること

ウ　地方自治法第２４４条の２第１１項の規定により、県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しないこと

エ　県税（ただし、県民税、事業税及び自動車税種別割に限る。）、消費税及び地方消費税（以下「県税等」という。）を滞納していること

オ　会社更生法又は民事再生法に基づく手続きを行っていること

カ　法人等又はその役員（法人でない団体で代表者等の定めがあるものの代表者等を含む。以下「役員等」という。）が次に掲げる事項に該当すること

（ア）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第２条第２号に規定する団体をいう。以下同じ。）

（イ）役員等に暴力団員等（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）が就任していること

（ウ）暴力団員等が法人等の事業活動を支配していること

（エ）暴力団の威力を法人等の活動に利用していること

（オ）暴力団又は暴力団員等が法人等の経営又は運営に実質的に関与していること

（カ）役員等が、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している団体等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していること

（キ）法人等が暴力団員等を雇用していること

（ク）役員等が暴力団員等と密接な交際をするなど、社会的に非難されるべき関係を有していること

キ　役員等のうち、次に該当するものがある者

（ア）破産者で復権を得ないこと

（イ）禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しないこと

ク　募集説明会に参加していない法人であること

（２）複数の法人等で構成されたグループ（以下「グループ」という。）による申請の場合には、グループの名称、代表となる法人等などを規定した規約等を策定するものとします。

なお、グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。

（３）９（２）に記載する募集説明会に参加することを申請の条件とします。

９　申請の方法

（１）募集要項の配布

|  |  |
| --- | --- |
| 配布期間 | 令和３年７月２６日（月）から８月１７日（火）まで  時間：午前８時３０分から午後５時００分まで  ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。 |
| 配布場所 | 福島県こども未来局児童家庭課  郵便番号　９６０－８６７０  住　　所　福島市杉妻町２番１６号 （福島県庁西庁舎４階）  電　　話　０２４－５２１－８３８２  ＦＡＸ　０２４－５２１－７７４７ |
| 配布方法 | 配付期間内に直接受け取るか、郵送を希望する場合には、配付場所あてに４４０円切手を貼付した返信用封筒（定形外角型２号Ａ４版用）を同封のうえ請求してください。  また、児童家庭課ホームページからダウンロードできます。  ホームページアドレス  https://www.pref.fukushima.jp/sec/21035a/ |

（２）募集説明会の開催

|  |  |
| --- | --- |
| 開催日時 | 令和３年８月１８日（水）　１３時から |
| 開催場所 | 福島県県中保健福祉事務所　大会議室  （須賀川市旭町１５３－１） |
| その他 | 参加申込は、８月１６日（月）午後５時までに下記１９の問い合わせ先まで、別紙申込書にて郵送、ファクシミリ又は電子メールでご連絡ください。  なお、説明会当日に配付する資料があります。  ※　この説明会に参加しない場合は、指定管理者の申請はできません。 |

（３）質問事項の受付等

|  |  |
| --- | --- |
| 受付期間 | 令和３年７月２６日（月）から８月２３日（月）まで  時間：午前８時３０分から午後５時００分まで  ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。 |
| 受付方法 | 別紙質問票により郵送、ファクシミリ又は電子メールで、下記１９の問い合わせ先までお尋ねください。  なお、口頭によるものは受け付けません。 |
| 回答方法 | 質問者及び募集説明会に参加した法人に、ファクシミリ又は電子メールで回答します。 |

（４）現地説明会

|  |  |
| --- | --- |
| 開催日時  集合場所 | 令和３年８月下旬予定  　福島県大笹生学園玄関前に集合してください。 |
| その他 | 参加申込は、開催日の２日前午後５時までに下記１９の問い合わせ先まで、別紙申込書にて郵送、ファクシミリ又は電子メールでご連絡ください。また、説明会当日に別紙「誓約書」を持参してください。  ※　新型コロナウイルス感染症の状況によって中止する場合もあります。 |

（５）申請の受付

|  |  |
| --- | --- |
| 受付期間 | 令和３年８月１８日（水）から８月３１日（火）まで  時間：午前８時３０分から午後５時００分まで  ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。 |
| 提出書類 | 申請に当たっては、以下の書類を県に提出していただきます。  なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。  ア　指定管理者指定申請書（別紙様式１）  （知事が管理する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則〈平成１６年福島県規則第７５号〉様式第１号）  イ　福島県大笹生学園事業計画書（別紙様式２）及び収支予算書（別紙様式３）  ※　収支予算書（別紙様式３）は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の現行税率（１０％）で作成してください。  ウ　定款、寄附行為又はこれらに準ずる規約を記載した書類  エ　法人にあっては、登記事項証明書及び役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類  オ　申請の日の属する事業年度の前３事業年度における貸借対照表、損益計算書その他団体全体の財務の状況を明らかにすることができる書類  カ　申請の日の属する事業年度の前３事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにすることができる書類  キ　県税等の滞納がないことの証明書  ク　前記８（１）に掲げる欠格条項ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キに該当しないことの宣誓書（別紙様式４）  ケ　該当がない書類がある場合には、その旨の申立書（別紙様式５）  コ　各施設における新型コロナウイルス感染症等感染症対策についてわかる資料  ※　なお、上記エ、キ及びクについては、申請日前３か月以内に交付等されたものとします。 |
| 提出部数 | ２部（正本１部、写し１部） |
| 受付場所 | 福島県こども未来局児童家庭課（福島県庁西庁舎４階）  〒960-8670　福島市杉妻町２番１６号 |
| 受付方法 | 上記の提出書類を直接持参若しくは郵送により受け付けます。  なお、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、８月３１日（火）必着とします。 |

10　候補団体選定の方法

指定管理者候補団体については、「保健福祉部指定管理者選定検討会」（以下「選定検討会」という。）による審査（プレゼンテーション）により選定の上決定します。

なお、決定後には、申請状況、審査内容等の概要を公表します。

（１）選定検討会による審査（プレゼンテーション）

ア　申し込みがあったすべての法人を対象に実施し、指定管理者候補団体として１法人を選定します。

イ　事業計画書の内容等について申請内容の聴き取り及び申請者からの提案内容の説明を中心に行います。日時、場所等については、別途通知します。

（２）選定の基準等

選定に当たっての基準等は別紙のとおりであり、選定検討会による審査において、１法人を指定管理者候補団体として選定します。

（３）指定管理者候補団体の決定

ア　選定検討会による選定結果を踏まえ、指定管理者候補団体を決定します。

イ　決定結果については、選定検討会後速やかに通知します。

11　選定後のスケジュール

（１）指定管理者の指定

指定管理者候補団体については、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、県議会（令和３年１２月）における議決を経て、指定管理者として指定を行う予定です。

（２）協定の締結

ア　協定の種類

（１）の指定後に、県と指定管理者との間で損害が生じた場合の賠償の考え方等の指定期間全体に係る基本的事項を定める「基本協定」及び会計年度ごとに事業の実施等の細目的事項を定める「年度協定」の締結を行う予定です。

イ　協定の内容

　　　　協定の主な内容は、次の事項を予定しています。

　　　　協定の具体的内容については、県と指定管理者が協議の上、定めることとします。

（ア）基本協定

　　　　・　総括的事項

　　　　・　管理に要する費用に関する事項

　　　　・　業務の履行に関する事項

　　　　・　管理業務の報告に関する事項

　　　　・　協定の解除に関する事項

　　　　・　その他

（イ）年度協定

　　　　・　年度協定の期間

　　　　・　疑義の決定

（３）協定を締結できない場合

指定管理者が、協定締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがあります。

　　ア　正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

　　イ　財務状況の悪化等により、管理業務の履行が確実でないと認められるとき。

　　ウ　著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

（４）業務引継ぎ

　　ア　指定管理者として指定された法人は、業務を円滑に引き継ぐため、指定された後令和４年３月３１日までの間、学園の協力のもと、指定管理準備業務を行うものとします。

　　イ　準備業務に要する費用は、指定管理者として指定された法人の負担とします。

（５）備品等の用意

　　ア　県に所有権がある備品等については、令和４年４月以降も引き続き使用が可能です。

　　　　なお、備品等の詳細については、「県有備品リスト」を参照してください。

　　イ　指定管理者が所有する備品等を学園で使用することを希望する場合は、県と協議するものとします。

12　事前準備

　指定管理者は、指定期間の開始に先立ち、管理業務に係る人材の確保、利用料金の額の決定等必要な準備を行わなければなりません。

　　また、指定管理者は、指定期間の開始に先立ち、県に対して管理物件の視察等必要な申出を行うことができるものとします。

13　事業報告

　指定管理者は、毎年度終了後、事業報告書を提出するものとします。また、協定書の規定に基づき、その他各種の報告書等を提出するものとします。

14　管理業務の評価

（１）県が行う評価

県は、施設の適正な管理の確保と利用者サービスの向上を図るため、指定管理者が行う管理運営実績（利用状況、収支状況、計画達成度等）を評価します。

（２）利用者アンケートの実施

指定管理者は、施設の利用者の声を把握するため、必要に応じて利用者アンケートを実施するものとします。

15　調査等の実施

県は、地方自治法第２４４条の２第１０項の規定により、施設管理が適正かどうかを確認するため、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地調査し、又は必要な指示を行います。

16　障がい者の雇用

　　指定管理者は、障がい者の雇用を促進する観点から、その雇用に努めるものとします。

17　指定の取消し等

下記事項に該当する場合には、指定を取り消すことなどがあります。

（１）指定の取消し又は業務の停止

次の場合、県は指定管理者に対して必要な指示を行い、期間を定めて改善策の提出、実施等を求めることがあります。この場合において、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合等には、県は、地方自治法第２４４条の２第１１項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

ア　指定後に締結する協定（「基本協定」及び「年度協定」）の事項に違反したと認められる場合

イ　指定管理者から業務の継続が困難となった旨の報告等があった場合

（２）指定の取消し

指定管理者が次の事項に該当する場合には、県は、地方自治法第２４４条の２第１１項の規定に基づき、その指定を取り消すことができます。

ア　解散した場合

イ　県の指示に従わないと認められる場合

ウ　経営状況の悪化等により、前記２の業務を適切に遂行できないおそれがあると認められる場合

エ　正当な理由なくして指定後に締結する協定（「基本協定」及び「年度協定」）の締結に応じないとき

オ　役員等が暴力団員である場合、実質的に暴力団が経営に関与していると認められる場合など社会的信用を損なう状態や行為等を確認したとき

カ　その他、指定管理者としてふさわしくないと認められる場合

18　その他

（１）申請及びヒアリングに要する経費等は、申請者の負担とします。

（２）提出された書類は、返却しません。

（３）提出された書類の内容は、変更することはできません。（軽微な修正は除く。）

（４）提出された書類の著作権は、それぞれの申請者に帰属します。ただし、県は、必要に応じ、審査等のため複写するとともに、指定管理者候補団体決定後の公表等において全部又は一部を無償で使用できるものとします。

（５）提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

（６）提出された書類が次の事項に該当する場合は、申請が無効となることがあります。

なお、無効となった場合には、申請者に、理由を付して通知します。

ア　異なる申請書を複数提出した場合

イ　申請方法を遵守せずに提出した場合

ウ　様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しない場合

エ　記載すべき内容の全部又は一部が記載されていない場合

オ　虚偽の内容が記載されている場合

カ　その他不正な行為があった場合

（７）指定管理者は、法人税、消費税、事業所税等の納税義務を負う場合があるため、所管税務署等の関係機関に、納税について確認する必要があります。

19　問い合わせ先

|  |
| --- |
| 福島県こども未来局児童家庭課（福島県庁西庁舎４階）  住　所　　　〒９６０－８６７０　　福島市杉妻町２番１６号  電　話 ０２４－５２１－８３８２  ＦＡＸ 　０２４－５２１－７７４７  電子メール jidoukatei@pref.fukushima.lg.jp |